

## 手続規則

## 手続規則

1993年2月24日効力発生

1994年1月11日改正

1996年10月23日改正

2006年10月27日改正

2011年10月28日改正

2015年2月15日改正

題目	規則	頁
代表の変更	1	60
通信連絡員	2	60
会合	3	60
顧問、専門家及びオブザーバー	4-5	60-61
会合手続	6	61
投票	7-8	61
小委員会	9-13	62
役員	14-18	62-63
事務局	19-22	64-65
議事日程	23-24	65
出版物	25	65
手続規則の改正	26	65

## 手続規則

1992年2月11日、モスクワにおいて署名された北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約(以下「条約」という。)第8条1には、北太平洋溯河性魚類委員会(以下「委員会」という。)を設立する、と規定されている。条約第8条7には、条約の各締約国は、委員会の構成国となるものとし、委員会に対し三名以下の代表を任命することができる、と規定されている。条約第8条15には、委員会は、その手続規則を採択する、と規定されている。条約に含まれているすべての手続規定は、本手続規則には反復されていない。

## 手続規則

### 代表の変更

1. 各締約国は、代表代理の指名を含めその代表の変更を、すみやかに委員会に通報しなければならない。上記の代表代理は、当該締約国により任命された代表が欠席している委員会の会合において代表の職務を果たすため指名されることがあり得るものとし、そのような職務を果たしている間任命された代表と同一の地位を与えられる。

### 通信連絡員

2. 各締約国は、会合から会合までの期間に当該締約国に代わり通信連絡員について第一義的責任を負う者を1名指名しなければならない。このような通信連絡員の指名は、必要に応じて代表と通信連絡することを妨げるものではない。通信連絡員の指名変更は、すみやかに委員会に通報されなければならない。

### 会 合

3. 委員会は、条約第8条12に従い通常年次会合を開催する。委員会のその他の会合は、過半数の締約国の要請に基づき、議長が各締約国と協議して決定する時期及び場所において、議長により召集される。

### 顧問、専門家及びオブザーバー

4. 各締約国は、委員会のいかなる会合においても、その選定する顧問、専門家及び通訳を伴うことができ、これらの者の名簿は、当該会合が開か

れる際又はそれ以前に委員会に提出される。ただし、常に専門家又は顧問は、秘密会として開かれる委員会の会議には、委員会が招請しない限り出席することはできない。

5. 委員会は、適切な場合には、いかなる政府間又はその他の機関をオブザーバーとして委員会の指定された会合に出席するよう招請することができる。委員会はまた、その他の者を来賓又はオブザーバーとしてかかる会合に出席するよう招請することができ、かかる招請は、いかなる締約国によっても提起され得る。決定はすべての締約国の意見の一致によって行う。
- 5a. 委員会の会合にオブザーバーとして出席することを主體的に要望するいかなる機関も、出席する要望を、当該会合開始の少なくとも90日前に申請書をもって事務局長に通告しなければならない。事務局長は、当該年次会合開始の少なくとも60日前に、かかる申請書を締約国にその検討のため送付しなければならない。この事項に関する委員会の決定は、当該年次会合開始の少なくとも30日前に、すべての締約国の意見の一致によって行う。

### 会合手続

6. 1人の代表以外の者は、委員会の議長又は当該会合の議長が許可しかついずれの代表にも異議のない場合を除き、委員会において発言することはできない。

### 投 票

7. 条約第8条10に定める投票は、挙手、ロールコール又は無記名投票のうち委員会の議長あるいは小委員会の議長が最も適当と認める方法によって行う。同様の手続が小委員会における投票にも適用される。投票は、各締約国のいずれの代表1名、又は代表代理によっても行うことができる。小委員会における投票は代表1名、又はその目的の為に指名された顧問によって行われる。
8. 委員会の会合から会合までの期間においては、投票は、郵便又はその他の通信方法によって行うことができる。このような投票は、各締約国の通信連絡員又は各締約国を代表する者が委員会に伝達する。

## 小委員会

### 手続規則

9. 各締約国からの1名の代表及び顧問によって構成される財政運営小委員会を設立する。事務局長、事務局次長及び総務官は、職権上のメンバーとなるが、投票権は有しない。同小委員会は、財政及び運営に関する事項並びに委員会が付託するその他の事項を調査し、かつ、これらの事項に関して委員会に報告書及び勧告を提出することをその任務とする。小委員会は、その目的を遂行するため必要な補助的機関を設立することができる。
10. 各締約国からの1名の代表及び顧問によって構成される取締小委員会を設立する。事務局長及び事務局次長は、職権上のメンバーとなるが、投票権は有しない。同小委員会は、取締に関する事項及び委員会が付託するその他の事項を調査し、かつ、これらの事項に関して委員会に報告書及び勧告を提出することをその任務とする。小委員会は、その目的を遂行するため必要な補助的機関を設立することができる。
11. 各締約国からの1名の代表、専門家及び顧問によって構成される科学調査統計小委員会を設立する。事務局長及び事務局次長は、職権上のメンバーとなるが、投票権は有しない。同小委員会は、科学調査及び統計に関し委員会が付託する事項並びに委員会が付託するその他の事項を調査し、かつ、これらの事項に関して委員会に報告書及び勧告を提出することをその任務とする。小委員会は、その目的を遂行するため必要な補助的機関を設立することができる。
12. 委員会は、必要と認める臨時の小委員会を随時設立することができ、また、これらの小委員会の議長を選出する。
13. 各締約国は、いずれの小委員会についてもその出席者を選定し、また、随時その選定を変更することができる。このような変更は、すみやかに委員会に通報されなければならない。

## 役員

14. 委員会の役員は、条約第8条11に従い、また、締約国間における輪番制の原則を十分考慮し、通常年次会合の終了時に始まり2年後の通常年次会合の終了時に終了する2年を任期として選出される。

15. 委員会は、本手続規則9、10及び11に従って設立された小委員会の議長を、締約国間における輪番制の原則を十分考慮し選出する。小委員会の議長の任期は2年とする。
16. 委員会又は小委員会のいずれかの役員の地位が、その任期満了以外の理由により空席となる場合には、この空席は、委員会の承認を条件として、当該地位の前任者と同一の締約国が選出する1名の代表者によってその任期の残余の期間中占められる。
17. 委員会の議長の権限及び職務は次のとおりとする。
- ( a ) 本手続規則3の規定に従って年次会合及びその他の会合を召集すること。
  - ( b ) 委員会のすべての会合を主宰すること。
  - ( c ) 委員会の会合において提起されるすべての議事進行手続に関する問題を決定すること。ただし、議長のいかなる裁決も票決のため委員会に提出するよう要請することができる各締約国の権利に従うことを条件とする。
  - ( d ) 委員会に対し投票を求め、その投票の結果を発表すること。
  - ( e ) 事務局長と協議し、本手続規則23で要求される議事日程草案を決定すること。
  - ( f ) 締約国、代表及びその他の関係者へ送達するため、委員会の活動、調査及び知見に関する年次報告に委員会に代わって署名すること。
  - ( g ) 委員会に代わって締約国への公式の通信に署名すること。
  - ( h ) 締約国からの通信を接受し、必要に応じこれを締約国に送達すること。
  - ( i ) 全般にわたって、特に委員会の会合から会合までの期間において、委員会の業務を能率的に、かつ、その決定に従って遂行するために望ましいと思われる決定を行うとともに、そのような指示を事務局長に与えること。
  - ( j ) その他、委員会の決定により指示される行為を委員会に代わって行うこと。
18. 委員会の議長の地位が空席となるか又は議長が職務を果たすことができない場合には、その職務は、議長が職務を果たすことができるようになるまで又は手続規則16に定める後任者が選出されるまでは、副議長が遂行する。

## 事務局

19. 事務局長は、次の権限及び職務を有するものとする。

- (a) 委員会が定めた指針及び予算を条件として、委員会が定めた職に職員を任命すること。
- (b) 委員会に対して事務局の全般的な運営について責任を負うこと。
- (c) 委員会及び小委員会の会合のためのすべての必要な手配を行うこと。
- (d) 委員会が受領するすべての金銭について責任を負うものとし、財政規則及び委員会の決定に従ってこれらの金銭を受領し及び支出すること。
- (e) 財政規則に定められた予算に関するすべての職務を遂行すること。
- (f) 委員会の会合の記録を保持し、手続規則17(f)で要求される報告の草案を作成すること。
- (g) 委員会のすべての会合の議事録を作成し、その写しをすみやかに締約国へ送達すること。
- (h) 小委員会及び本手続規則12に基づいて設立される特別小委員会の記録係書記としての役目を果たすこと。
- (i) 事実関係の問い合わせに関する日常的な及び多岐にわたる事項、委員会が以前に決定した政策の問い合わせ並びに委員会が正式に採択した将来の計画に関して、委員会に代わって通信連絡を行うこと。
- (j) 委員会の公式ファイル及び委員会がとった措置の記録を維持すること。
- (k) 条約第7条2及び3に沿い、条約区域及び接続水域(関連する淡水系を含む。)における溯河性魚類のすべての漁獲についての採捕に係る情報、条約区域及び接続水域における委員会が指定する生態学上関連する種の採捕に係る情報並びに委員会が要求するその他の漁獲情報の作成及び出版を監督すること。
- (l) 委員会が要求する他の出版物の作成及び出版を監督すること。
- (m) 要請された場合には、委員会役員の職務遂行を全般的に補佐し、また、委任された場合、委員会の議長の日常的職務の大半を遂行すること。
- (n) 委員会又は委員会の議長が指示するその他の任務を遂行すること。

- (o) その責任を効果的に遂行する上で必要と認める権限の一部を事務局次長及び総務官に委任すること。
20. 事務局次長は、事務局長が本手続規則19に定める職務及び責任を遂行するに当たり、これを補佐する。
21. 事務局長の地位が空席となるか又は事務局長がその権限及び職務を果たすことができない場合には、後任事務局長が任命されるまで又は事務局長がその職務を果たすことができるようになるまで、その権限及び職務は、事務局次長が代行する。
22. 委員会は、望ましいと考えられる職員規則を定め、必要に応じ、その規則を改正することができる。

### 議事日程

23. 委員会の会合の議事日程草案は、事務局長が委員会の議長と協議した後作成し、当該会合開始の少なくとも90日前に検討、意見及び修正のため各締約国に送付される。事務局長は、これらの意見又は修正提案を議事日程草案に加味した後、暫定議事日程を作成し、これを当該会合開始の少なくとも60日前に配布する。このような暫定議事日程は、必要な場合、かつ本手続規則24に定める限度内で、採択の時に更に修正することができる。
24. 手続規則及び財政規則の改正又は条約第9条11に基づく決定及び勧告を伴う事項は、それらが討議される会合の開始の少なくとも60日前に配布された暫定議事日程に含まれているか、又は全会一致でその検討が承諾されない限り、委員会の決定又は勧告とはならないものとする。

### 出版物

25. 委員会は、本手続規則17 (f) に従い締約国のために作成される年次報告を、また、本手続規則19 (k) に従い溯河性魚類に関する統計を出版し、更に、望ましいと認めるその他の報告を随時出版する。

### 手続規則の改正

26. 本手続規則は、随時改正することができる。ただし、そのような改正は、条約の規定と合致しないものであってはならない。